

低所得者支援及び定額減税補足給付金について

臨時給付金課

1. 政策等の背景・目的及び効果

令和5年11月2日付で「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、その一つとして、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の生活を守ることを目的に令和5年度住民税非課税世帯等への給付を行ってきたところです。

今回、さらに、低所得者支援として、令和6年度の住民税において新たに非課税となった世帯等への給付を行うほか、低所得者支援の対象とならない納税義務者に対し実施される「定額減税」について、所得税額・住民税額が定額減税額より少なく、「定額減税」しきれないと見込まれる額の給付、すなわち「定額減税補足給付金（調整給付）」の給付を実施するものです。

2. 内容

低所得者支援として、令和6年度の住民税において『新たに非課税となった世帯』及び『新たに均等割りのみ課税となった世帯』に対し、10万円の給付を実施します。さらに、当該世帯のうち、18歳以下の児童がおられる世帯については、児童一人当たり5万円の追加給付を行います。

また、納税者及び扶養親族（同一生計配偶者を含む）1人につき、令和6年分の推計所得税から3万円、令和6年度個人住民税所得割額から1万円の減税をそれぞれ行う「定額減税」の実施において、所得税額・住民税額が定額減税額より少なく、定額減税しきれないとみこまれる方に、その差額を、「定額減税補足給付金（調整給付）」として1万円単位で個人に対して給付します。

【給付類型】

交付対象	給付額	給付対象数
令和6年度の住民税において『新たに非課税となった世帯』	10万円／世帯	9,000世帯
令和6年度の住民税において『新たに均等割りのみ課税となった世帯』	10万円／世帯	1,000世帯
上記世帯の内、18歳以下の児童を持つ世帯	5万円／児童	2,200人
定額減税※しきれないと見込まれる方	調整給付額 (一万円単位で切り上げ)	70,000人

※定額減税は、合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の人が対象となり、納税者及び扶養親族（同一生計配偶者を含む）1人につき、令和6年分の推計所得税から3万円、令和6年度個人住民税所得割額から1万円の減税を実施します（合計所得金額が1,000万円を超える方の同一生計配偶者に対する住民税減税は令和7年度に実施）。

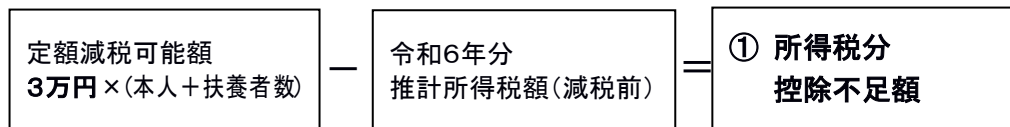
「定額減税補足給付金（調整給付）」は、所得税分と個人住民税分のそれぞれの定額減税可能額から、所得税分は減税前の令和6年分推計所得税額（減税前）を、個人住民税分は令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）を控除して算出した控除不足額の合計を基礎に、一万円単位で切り上げて算定した額となります。

【定額減税補足給付金（調整給付）の算出イメージ】

（例）納税義務者本人が、妻と子供3人を扶養している場合

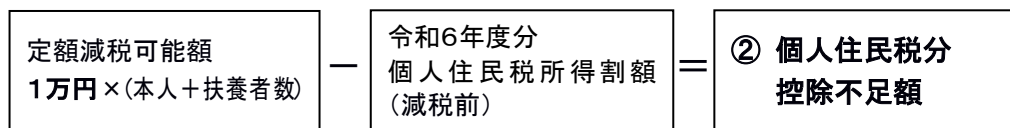
- 令和6年分 推計所得税額（減税前）8万5千円
- 令和6年度分 個人住民税所得割額（減税前）3万2千円

（1）「所得税分控除不足額」の算出



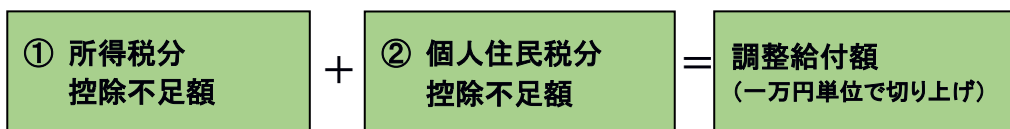
	所得税分	算出方法
定額減税可能額	15万円…a	3万円×5人
推計所得税額	8万5千円…b	—
控除不足額	6万5千円…①	a-b

（2）「個人住民税分控除不足額」の算出



	個人住民税分	算出方法
定額減税可能額	5万円…c	1万円×5人
個人住民税所得割額	3万2千円…d	—
控除不足額	1万8千円…②	c-d

（3）「調整給付額」の算出



	調整給付額
①	6万5千円
②	1万8千円
①+②	8万3千円
調整給付額(一万円単位で切り上げ)	9万円

3. 実施時期等（予定）

令和6年 6月中旬まで	委託契約の締結
7月以降～	コールセンターの開設、窓口の開設、確認書等を発送 申請受付及び支給開始
～10月末	申請受付の終了、窓口・コールセンター終了

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

施策目標 15 子どもたちが健やかに育つことができるまち



5. 関係法令・条例等

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 4,485,287 千円

(支出内訳) 低所得者支援分 1,228,340 千円

定額減税補足給付金分 3,256,947 千円

《財 源》

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金